

## インフルエンザ・ノロウイルス等の院内発症時における対策確認表

日 時： \_\_\_\_\_年\_\_\_\_月\_\_\_\_日

病棟名： \_\_\_\_\_ 病棟 最終確認者： \_\_\_\_\_

発症者の個室移動 ※早急な移動が不可能であればマスク着用させ+カーテン隔離を実施  
One point：移動が早急にできない場合はカーテンに表示カードを付けると分かりやすい

担当医師へ状況を報告 ※しっかりと情報収集を行い報告する事

家族への報告 ※家族内に同様な症状者がいないか、病室移動する事について説明

移動後の環境整備 発症者ベッドサイドのカーテン交換、周囲環境整備を実施  
インフルエンザ：アルコール除菌シート ノロウイルス：次亜塩素酸ナトリウム

同室者への説明（インフル、ノロウイルスともに説明文書あり）

同室者への予防投薬の確認 ※インフルエンザのみ  
直接患者に確認が出来ない場合は家族へ確認を行い、その後、主治医へ報告を行う  
※主治医が予防投薬を必要と判断した場合も同様

同室患者の移動制限を実施 陽性者移動後（病日0日）より48時間までは制限が必要  
※濃厚接触者となった同室者は「潜伏期間中であることよりリハビリは最小限（要検討）とする」

陽性者が発生した病室に「飛沫予防策の表示カード（A4サイズ）、関係者以外立ち入り禁止」  
を掲示。また、対応管理者は掲示されているかの確認（評価）を行う

連携職種へ情報提供を実施（リハビリ、栄養など）※必要に応じて職種は追加する

面会者のトリアージ 許可なしで面会はさせない。面会許可書を発行する前に状況を  
伝え体調不良がないかを確認する事

同室患者へのマスク着用を説明する

濃厚接触者へのカルテへ説明を実施した事、潜伏期間中の記録を忘れずに記載させる

上記項目を確認後、記載者は感染防止対策室へ用紙の提出をお願い致します

**【第2版改定：2018年1月】**

内容：文言の訂正を実施

**【第3版改定：2023年1月】**

内容：陽性者が検出された病室への注意喚起の表示カードの設置と設置されているかの確認内容を追加。